

事務連絡
令和4年10月19日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

2022年度健康スコアリングレポートの作成について

健康保険制度の円滑な実施について、平素から格段のご尽力を賜り御礼申し上げます。

本年度の健康スコアリングレポート作成にあたっては、健康スコアリングレポートの効果検証の結果をもとに、「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキング・グループ」により公表された別添1「2022年度健康スコアリングレポートの実施方針」（令和4年9月29日）及び別添2「事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針」（令和2年4月2日）に基づき、保険者単位の健康スコアリングレポートおよび事業主単位の健康スコアリングレポートを作成いたします。

2022年度健康スコアリングレポート作成にあたり、事業主単位のレポートの作成対象等については、別添3「令和3年度以降の健康スコアリングレポートについて」（令和3年4月27日保保発0427第1号厚生労働省保険局保険課長通知）にてお示しておりますが、事業主マスタの作成に係る留意点等について、下記のとおりお示しします。つきましては、取組の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 令和4年度の事業主マスタについて

事業主単位のレポート作成にあたっては、「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキング・グループ」においてとりまとめた別添2「事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針」（令和2年4月2日）でお示したとおり、各健康保険組合において、被保険者証等記号と事業主単位のレポートの作成対象とされている適用事業所との対応表である事業主マスタを作成する必要があります。

また、レポートにおいて、特定健康診査等の実施率、健康状況等の各指標を算出したり、同業態との比較を示したりするために、各適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数及び業態分類の情報も併せて、事業主マスタに登録していただく必要がある。

事業主単位のレポート作成にあたっては、保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号と事業主マスタ

とを突合するため、法定報告の特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号を正確に事業主マスタに入力していただくようお願いする。法定報告と相違する被保険者証等記号を入力した場合、レポートが出力されない。そのほか、過年度に登録がない記号を含む事業所を登録する場合は、その事業所の事業主単位のレポートにおいて当該年度の特定健診実施率等（特定健診実施率および特定健診順位、特定健診スコア）の経年情報が表示されないほか、適用事業所名に常用外漢字や環境依存文字等を使用する場合については、正しくレポートが出力されない可能性があることに留意する。

（事業主マスタ作成方法）

事業主マスタの様式は、別添4のとおり（Excel 様式）である。事業主マスタ作成の留意点については、別添5を参照すること。なお、令和4年度に作成いただく事業主マスタは、データヘルス・ポータルサイトを通して、令和4年10月19日に（Excel ファイルにて）配布する。

なお、代表保険者番号とは異なる複数の保険者番号（支部等）を有する健康保険組合のうち、その保険者番号間で同一の被保険者証等記号を使用し法定報告を行っている場合においては、事業主マスタの別途対応が必要であるため、令和4年10月30日までに下記照会先まで申し出ること。

（事業主マスタ提出方法・締め切り）

各保険者においては、ポータルサイト上で令和4年11月30日（水）までに登録されたい。ポータルサイトにおける操作方法については、別添6を参照すること。

なお、令和3年度に登録された各健康保険組合においても、令和4年度にも新たに事業主マスタを登録する必要があることに留意されたい。

2. 2022年度健康スコアリングレポート作成に使用する性・年齢階級別加入者数データについて

保険者単位のレポートに掲載している「貴組合の医療費の状況」については、各健康保険組合の性・年齢構成を考慮した上で全国平均等と比較するために、性・年齢調整を行う予定である。各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数については、別添3「令和3年度以降の健康スコアリングレポートについて」（令和3年4月27日付け保保発0427第1号）の「3. 保険者単位のレポート作成について（1）」で示したとおり、厚生労働省保険局保険課から健康保険組合連合会に対し、「年齢階級別加入者数調査」に関するデータ提供依頼を行う予定である。そのため、令和3年度の性・年齢階級別加入者数のデータ提供に同意しない場合は、令和4年10月31日（月）までにメールにて厚生労働省保険局保険課へ連絡されたい。

なお、性・年齢階級別加入者数データについては、健康スコアリングレポートにおける性・年齢調整を行うことのみを目的としており、各健康保険組合の性・年齢階級別加

入者数データそのものを公表することはない。また、事業主単位の健康スコアリングレポートには、「医療費の状況」は掲載しない。

3. 令和4年度のレポート発行スケジュールについて

令和5年3月頃に令和3年度の特定健康診査等の実施状況に関する情報に基づくレポート(保険者・事業主単位の2種類)をデータヘルス・ポータルサイトより配布する。
なお、事業主単位でのレポートについては、事業主マスタを令和4年11月30日(水)までにデータヘルス・ポータルサイトに登録した保険者のみ発行される。

以上

<照会先>

厚生労働省 保険局 保険課

担当：渡部、鶴貝、向田、大山

TEL：03-5253-1111 (内線 3544)

E-mail：dh-kenpo@mhlw.go.jp

2022年度健康スコアリングレポートの実施方針

2022年9月29日

2022年度における健康スコアリングレポート(以下「レポート」という。)については、2021年度の特健診等データが掲載された保険者単位・事業主単位のレポートの配信を予定している。保険者単位のレポートについては、2018年度よりこれまで5回にわたり保険者へ送付し、レポートの内容や活用について定着が進んできていることから、基本的な表示内容や比較方法は変更しない。また事業主単位のレポートについては、初年度において一定の効果が得られたことから、導入2年目となる2022年度においても「事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針」(2020年4月2日)を踏まえ継続して実施する。そのほか、2021年度効果検証結果及び「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキンググループ」において議論された内容を踏まえ、以下の方針で実施することとする。

(1) 事業主単位レポートの利便性向上について

- 複数の保険者番号を有する保険者への対応

複数の保険者番号を有する保険者において、異なる保険者番号で同一の記号を有する事業所についても、それぞれ別事業所として登録し、個別の事業主レポートが出力可能とするようシステム改修を行う。

- 事業主レポートの経年情報表示

適用事業所名の変更、事業所の統合・廃止・分割等が発生した場合においても、経年情報を表示できるよう、事業主マスタに登録する「事業所名称」単位ではなく、「被保険者証等記号」単位で集計した経年データを保管することで、毎年新たに過去のデータを集計・出力できるようシステム改修を行う()。

()なお、新たに事業主マスタ上の適用事業所を統合・分割する場合には、経年データは仮想的な数字(実際には当時存在しなかった事業所単位の数値)を示すことに留意する。

- 事業主マスタ・マクロの更新

事業主マスタの不備による事業主レポートの未作成等の不具合を未然に防げるよう、各健康保険組合(以下、健保組合)に作成を依頼する「事業主マスタ」の改良、および事業主マスタのエラーチェック(形式チェックや論理チェック)を行うツールの改良を行う。加えて、事業主レポートを希望する各健保組合に対して、適切な事業主マスタを登録するよう、「被保険者証等記号」および「適用事業所名」を記載するよう再周知する。

(2) レポート活用促進に向けた方策について

- レポート周知方法

事業主におけるレポートに対する認知を高め、保険者と事業主間の双方向におけるコミュニケーションを通じたコラボヘルスをより一層深化させるために、経済団体等の各種団体を通じて、レポートが保険者に提供されていることを周知するとともに、事業主等からの積極的な問い合わせを依頼する。

- 参考資料・活用ガイドラインの更新

事業主単位レポートの一層の活用を促すために、活用ガイドラインにおいて、事業主レポートに対応するガイドライン別冊または専用ページの追加を検討し、その際、事業主単位レポートにおける業態ごとの判定基準値表を追加する。また、健康スコアリングレポートの活用に関する、新たな切り口による好事例を追加する。そのほか、項目定義（レポート集計項目の変更に応じた各集計項目の定義）の記載の見直し等も行う。

(3) エビデンスに基づく要請文の深化について

- 健康保険組合理事長向け要請文

健保組合への要請文については、日本健康会議および経済産業省、厚生労働省の3者のロゴを用い、ナッジ理論を活用した文書を作成し、保険者から事業主へレポートを共有し、コラボヘルスを深化させることを要請する。

- 企業経営者向け要請文

企業経営者への要請文については、コラボヘルス推進に向けた事業主・保険者への働きかけの強化の観点から、日本健康会議・経済産業省・厚生労働省の連名でのメッセージを健保組合を通じて送付する。なお、日本健康会議および経済産業省、厚生労働省の3者のロゴを用い、従来の定型的な文書形式とする。

また、特にレポートの事業主への送付・共有が進んでいない健保組合がコラボヘルスを開始するきっかけとなるよう、分かりやすさを重視したリーフレットを作成し、要請文とともに健保組合に提供する。

さらに、健保組合による事業主に対する働きかけを後押しできるよう、メッセージの分かりやすさを重視した、健保組合（理事長）名での依頼文フォーマット（様式）を新たに作成し、健保組合に提供する。その際、コラボヘルスの実施状況に応じてそれぞれの健保組合の判断で事業主ごとに送り分けられるよう2種類のフォーマット（様式）を作成する。

(4) その他

2022年度のレポートには反映しないが、2023年度以降に向けて、2022年度より以下の対応を行う。

- 直審レセプトデータの取り込み

調剤レセプトの直接審査・支払い等を行う場合などにおいて当該組合のレポートの医療費情報が一部欠如する状況を踏まえ、NDBに直接格納するレセプトの医療費情報においても、当該組合の医療費を表示するために、医療費集計の際に電子レセプトデータに加え、直接審査レセプトデータを医療費に合算して集計するようシステム改修を行う。

- 記号単位特定健診・保健指導実施率データ抽出

加入者（従業員）の生活習慣病の予防および早期発見に向けて、保険者の実施義務である特定健診・保健指導の実施率の向上には事業主との連携（コラボヘルス）が重要である。健康スコアリングレポートへの記載はしないものの、健康スコアリングシステムを活用して、記号単位（ ）での特定健診・保健指導の実施率をすべて集計し、各保険者に対して実施率データを提供する。

（ ）約8割の健保組合では記号と事業所が1対1で紐付いている一方で、残りの2割の組合は、1対1で記号と事業所が紐付いていない事業所が含まれる。

以上

事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針

2020年4月2日

はじめに

「健康スコアリングレポート」は、「未来投資戦略2017」(2017年6月閣議決定)を受け、各保険者の加入者の健康状況や医療費、予防健康づくりへの取組状況を見える化し経営者に通知する取組として2018年度から実施してきた。今年度、「成長戦略フォローアップ」(2019年6月閣議決定)において、「令和3年度からは、事業主単位で実施する」ことが示された。これに基づき、日本健康会議の下に設置された本ワーキンググループにおいて、保険者単位の健康スコアリングレポートの実施状況等を踏まえ、事業主単位のレポートの内容について議論し、以下の方針で実施することとする。

1. 健康スコアリングの役割

(1) 健康スコアリングの役割

健康スコアリングの目的は、企業と健保組合が従業員等の健康に関する問題意識を共有することにより、両者の連携による取組(コラボヘルス)が促進され、従業員等に対する予防・健康づくりの取組を活性化させることである。そのため、健康スコアリングレポート(以下「レポート」という。)は、コラボヘルスを推進する上での最初のステップとなるコミュニケーションツールとしての役割を果たすことを想定している。また、保険者がデータヘルスを行う際に、全健保組合・同業態内における自組合の立ち位置を把握するためのツールにもなっていることを踏まえ、現行の保険者単位のレポートは、引き続き実施する。

(2) 健康スコアリングレポートの特徴

レポートは、保険者と事業主が連携するための最初のステップとなることを想定していることから、事業主にとってわかりやすいものとなるよう、レポートの内容は最低限必要な情報に限定している。そのため、保険者はレポートを共有する際、コラボヘルスの実施状況に応じて、独自の分析や民間の専門事業者等を活用した詳細なデータ分析をすることや、具体的なアクションにつなげるための対応策の提案を行うことが望ましい。

2. 「事業主単位」の定義

コラボヘルスを推進する上では、事業主や企業の人事・労務管理の担当者、産業スタッフ等と連携することが重要であり、事業主単位のレポートはそのためのツールとして活用してもらうことを目的としている。

健保組合の多くが複数の事業所で組織されている中で、社会保険の適用については、人

事・労務管理等がなされている事業所（適用事業所）の単位で行っており、事業主単位のレポートについては、目的に鑑みると、「適用事業所単位」で作成することとする。

3.事業主単位のレポート作成概要

健保組合は、適用事業所（以下「事業所」という。）ごとに保険証等に記載されている「記号」を付番し、管理している。この「記号」は、レポートを作成するために必要なレセプト・特定健診等のデータにも記載されているため、事業主単位のレポートは、「記号」をキーとして作成する。

事業主単位のレポート作成に必要な「記号」を含むレセプト・特定健診等データは、2020年度分から支払基金で収集されるため（ ）、支払基金においてレポートを作成する予定である。

（ ）特定健診等データは現在、保険者で匿名化した上で支払基金へ提出されているが、オンライン資格確認システムの導入に伴い、マイナポータルで本人が特定健診等データを確認できるようにするため、「記号・番号」情報等を含む匿名化前データが保険者から支払基金へ提出されることとなる（開始時期については調整中だが、2021年1月～を予定）。

4.事業主単位のレポートの作成方針

（1）作成対象

作成対象は、被保険者数50名以上の事業所とする。ただし、保険者が地域別や業態別等の観点から複数の事業所を事業主マスタ（ ）にまとめて登録し、被保険者数の合計が50名以上になる場合は、当該複数の事業所について1つのレポートを作成することができる。

なお、小規模の事業所におけるコラボヘルスを推進する観点から、事業主単位のレポート作成対象となる被保険者数については、実施状況を踏まえ引き続き検討する。

（ ）事業所と記号が1対1で対応していないケースもあるため、事業主単位のレポート作成には、記号と事業所の対応表（事業主マスタ）が必要である。

（2）送付時期

事業主単位のレポートは、保険者が支払基金に提出した特定健診等データをもとに、法定報告の結果公表の前に作成できるようになるため、前年度の特定健診等のデータを用いたレポートを作成することが可能となる。

可能な限り最新の情報をレポートに記載することで、事業主への訴求力が高まるため、特定健診等の実施年度の翌年度中にレポートを送付する。なお、保険者単位のレポートも、事業主単位と併せて送付することとする。（ ）

（ ）レポートに記載する保険者単位の特定健診等の実施率は、厚生労働省が実施年度の翌年度末に公表している。支払基金において、レポートに記載する特定健診等の実施率は、公表値と同様の方法で算出するなどして、両者の差が生じないように努める。ただし、レポートにおいては、速報値であることに留意を求める必要がある。

(3) 送付方法

コラボヘルスを推進する観点から、事業主単位のレポートについても、保険者を通して事業所に通知する。

5. 事業主単位のレポートの構成

(1) レポートの掲載データ

事業主単位のレポート(本紙)については、事業主への訴求力を高める観点から、被保険者のデータのみを用いて作成し、被扶養者のデータの扱いについては、レポートの活用状況等を踏まえて検討する。

なお、保険者単位のレポートでは参考資料において、性別・年齢階級別等の詳細データを記載していたが、事業主単位の場合は母集団が小さくなり、個人の特定につながるリスクがあること等を踏まえ、参考資料は保険者単位のレポートにおいてのみ作成することとする。

(2) レポートの項目

事業主単位のレポートの項目は、保険者単位のレポートと同様、

- ・ 特定健診・特定保健指導
- ・ 特定健診の検査項目である健康状況5項目(肥満、血圧、血糖、脂質、肝機能)
- ・ 特定健診の問診項目である生活習慣5項目(喫煙、運動、食事、飲酒、睡眠)

とする。特定健診・特定保健指導については実施率、健康状況及び生活習慣については、作成対象となる全事業所平均を100とした場合の相対値(スコア)を掲載する。

なお、医療費については、事業主単位にすると母数が少なくなり被保険者1人の影響による変動幅が大きくなることが想定されるため、事業主単位のレポートには載せない。

(3) 各項目の参考データ

- ・ 全体の中での立ち位置

全事業所や同業態における自事業所における立ち位置を明らかにするため、作成対象となる全事業所平均や事業所の業態平均、また各事業所のスコアを5段階等で表示する。

- ・ 目標値

保険者単位と同様、保険者・事業主等による予防・健康づくりや業態全体での取組を一層促すため、「特定健診・特定保健指導実施率」及び「生活習慣」については5段階評価において、スコアの向上に必要な人数を記載する。

- ・ 経年変化

中長期的な取組成果や健康リスク・課題が見える化するため、過去3年分のデータを示す。

* 2020年度の特定健診等データから事業主単位化するため、初年度は、過去のデータは表示されない。

(4) データの表示基準

データの表示基準については、保険者単位のレポートと同様、以下のとおりとする。

- ・「特定健診・特定保健指導の実施率」は、全て表示
- ・「健康状況・生活習慣」は、対象となる被保険者数が50名未満の場合は非表示

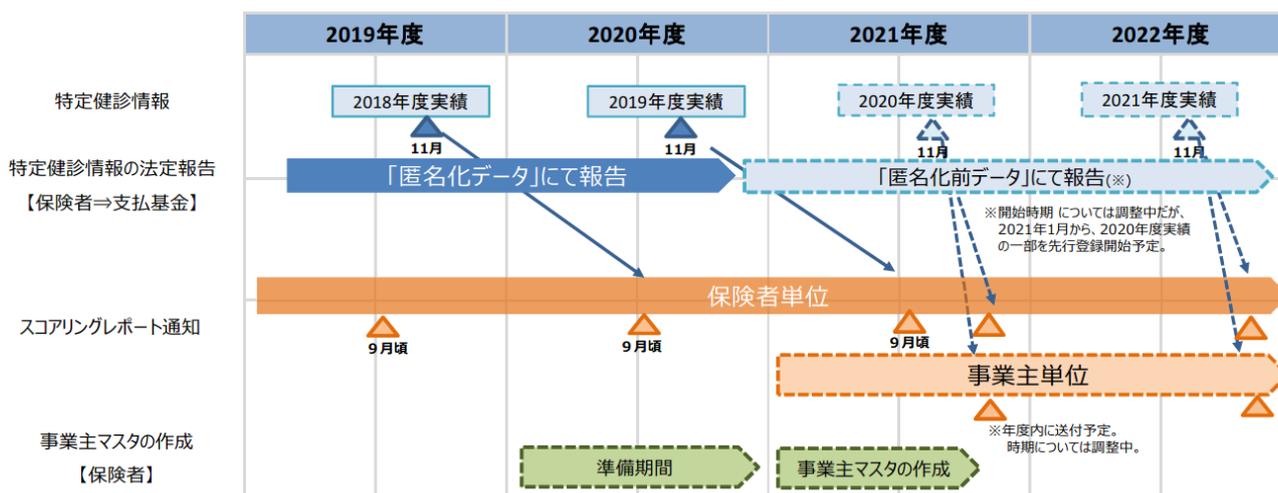
6. 事業主単位のレポートにおける留意点

事業主単位のレポートを作成するためには、記号と事業所の対応表（事業主マスタ）が必要となる。また、各指標の算出や同業態との比較を示すにあたり、各事業所の特定健診の対象者数や業態分類等の情報も必要となるため、事業主マスタの作成と併せて保険者から登録してもらう必要がある。

そのため、事業主単位のレポートは、事業主マスタを提供した保険者が対象となるが、全健保組合・同業態内における自組合の立ち位置を把握するというレポートの趣旨を踏まえ、できる限り多くの事業主の情報を収集する必要があることから、事業主マスタの作成に当たっては、保険者に協力を求めていく。その際、保険者の事務負担をできる限り軽減する観点から、事業主マスタの登録形式等を決める際は、保険者の意見を踏まえながら進めることとする。

* 事業主マスタの詳細については、別途通知する予定。

健康スコアリングレポートスケジュール(予定)



保保発 0427 第 1 号

令和 3 年 4 月 27 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課長

(公 印 省 略)

令和 3 年度以降の健康スコアリングレポートについて

健康保険制度の円滑な実施について、平素から格段の御尽力を賜り御礼申し上げます。

厚生労働省は、「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月閣議決定)に基づき、保険者のデータヘルスを強化し、企業の健康経営との連携(コラボヘルス)を推進するため、平成 30 年度から日本健康会議及び経済産業省と連携して、各保険者の加入者の健康状態、医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、健康スコアリングレポート(以下「レポート」という。)を作成し、全国平均及び業態平均と比較したデータを見える化する取組を開始しています。また、「成長戦略フォローアップ」(令和 2 年 7 月閣議決定)に示しているとおり、令和 3 年度から現行の保険者単位のレポートに加え、事業主単位のレポートを作成することとしています。

令和 3 年度以降の健康スコアリングレポートの実施に当たり、事業主単位のレポートの作成対象等について、下記のとおりお示しますので、取組の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 事業主単位のレポート作成について

(1) 事業主単位のレポートの作成対象について

事業主単位のレポートは、特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)の対象となる被保険者数が 50 名以上の適用事業所について、健康保険組合から付番されている被保険者証等記号に基づいて、適用事業所単位で作成する。(別添 1「事業主単位の健康スコアリングレポート(案)」参照。なお、レイアウトは多少変更する場合がある。)

ただし、単一の適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数が 50 名未満の場合であっても、保険者が地域別、業態別等の観点からまとめて複数の適用事業所を事業主マスタ(詳細は 2 を参照)に登録し、登録された複数の適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数が 50 名以上になる場合は、当該複数の適用事業所について 1 つのレポートを作成することとしている。

また、特定健康診査等の実施年度に通年で当該健康保険組合に在籍した者のみがレポートの対象として集計されるため、実施年度の年度途中で所属保険者に変更があった適用事業所及び新設された適用事業所は、レポート作成対象外となる。

(2) 事業主単位のレポート作成に用いるデータの提出方法について

事業主単位のレポート作成に用いる特定健康診査等（法第 18 条第 2 項に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況に関する情報については、法第 16 条第 1 項に規定する調査及び分析に必要な情報に当たり、同条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「施行規則」という。）第 5 条第 3 項の規定により、保険者から厚生労働大臣に対し、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金等が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法等により提供することが義務付けられている。

なお、特定健康診査等の実施状況に関する情報については、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号。）第 44 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第 44 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項（平成 20 年厚生労働省告示第 380 号。）の規定により、保険者から社会保険診療報酬支払基金に対して、毎年度報告しているデータ（以下、当該報告を「法定報告」という。）のうち、被保険者証等記号以外の本人を特定することができる情報を削除したものと同一であるため、保険者の事務負担等の軽減の観点から、法定報告をもって、法第 16 条及び施行規則第 5 条の規定による報告があったものと取扱うこととし、改めて厚生労働省に対して報告することは不要とすることとする。

2. 事業主マスタの作成に係る留意点について

(1) 事業主マスタの作成について

事業主単位のレポート作成に当たっては、「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキング・グループ」においてとりまとめた別添 2「事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針」（令和 2 年 4 月 2 日）でお示ししたとおり、各健康保険組合において、被保険者証等記号と 1（1）により事業主単位のレポートの作成対象とされている適用事業所との対応表である事業主マスタを作成する必要がある。

また、レポートにおいて、特定健康診査等の実施率、健康状況等の各指標を算出したり、同業態との比較を示したりするために、各適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数及び業態分類の情報も併せて、事業主マスタに登録していただく必要がある。

なお、事業主単位のレポート作成に当たっては、(2)により保険者が社会保険診

療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号と事業主マスタとを突合することとなる。正確なレポートを作成するためにも、法定報告の特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号について、正確に入力していただくようお願いする。

(2) 事業主マスタ作成の具体的な方法について

(ア) 事業主マスタの作成方法について

事業主マスタの様式は、別添3のとおり(Excel様式)である。事業主マスタ作成の留意点については、別添4を参照すること。

(イ) 事業主マスタの提出方法・時期について

事業主マスタは、データヘルス・ポータルサイトを通して、各年7月頃に配布(Excelファイルで配布予定)するため、各保険者においては、ポータルサイト上で各年10月末までに登録されたい。なお、ポータルサイトにおける操作方法及び提出日の詳細については、追ってお知らせする。

3. 保険者単位のレポート作成について

(1) 保険者単位のレポート作成に用いる医科レセプト等の情報の提出方法について

保険者単位のレポート作成に用いる医科レセプト等の情報については、法第16条第1項に規定する調査及び分析に必要な情報に当たり、同条第2項及び施行規則第5条第3項の規定により、保険者から厚生労働大臣に対し、電子情報処理組織を使用する方法等により提供することが義務付けられている。

当該情報については、従前より法第16条第2項、施行規則第5条第3項及び「高齢者の医療の確保に関する法律第16条の規定により保険者が厚生労働大臣に提供すべき情報等について」(平成21年5月15日付け保発第0515001号厚生労働省保険局長通知)により、各保険者から厚生労働省への提供を求めているところであり、引き続き、適切に対応されたい。

(2) 保険者単位のレポート作成に用いる各保険者の性・年齢階級別加入者数の情報について

保険者単位のレポート作成においては、各健康保険組合の性・年齢構成を考慮した上で、医療費を全国平均等と比較するために、性・年齢調整を行う予定としている(なお、事業主単位のレポートには、医療費は掲載しない。)

各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数については、厚生労働省保険局保険課から健康保険組合連合会に対し、「年齢階級別加入者数調査」に関するデータ提供依頼を行うこととしているため、了知願いたい。なお、当該情報の提供に同意しない健康保険組合については、追って示す期日までに、厚生労働省保険局保険課まで連絡いただくようお願いする。

なお、当該情報については、保険者単位のレポート作成の際に性・年齢調整を行うことのみを目的として収集するものであり、各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数の情報そのものを公表することはないことを申し添える。

4. レポートの送付時期及び送付方法について

レポートについては、11月に法定報告される前年度の特定健康診査等の実施状況に関する情報等に基づき作成し、当該年度末に、データヘルス・ポータルサイトを通して送付することとしている。詳細な日程については、追ってお示しする。

■事業所業態分類票■

コード	業態分類	解説及び事業例等
01	農林水産業	耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業、育林業、素材生産業、製薪炭業、林業サービス業、狩猟業、漁業、水産養殖業等
02	鉱業、採石業、砂利採取業	鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所〔例〕金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業
03	総合工事業	主として土木施設・建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所〔例〕土木建築、土木工事、舗装工事、建築工事、木造建築工事、建築リフォーム工事
04	職別工事業	主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所〔例〕大工工事、とび・土工・コンクリート工事、鉄骨・鉄筋工事、石工・れんが・タイル・ブロック工事、左官工事、板金・金物工事、塗装工事、床・内装工事、解体工事等
05	設備工事業	主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所
06	食料品・たばこ製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料の製造を行う事業所。〔製品例〕畜産食料品、水産食料品、農産保存食料品、調味料、動植物油脂、精穀、製粉、パン、菓子、めん類、豆腐、冷凍調理食品・惣菜等、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料等
07	繊維製品製造業	繊維製品の製造を行う事業所〔製品例〕生糸・紡績糸・化学繊維、織物、ニット、網・網・レース・組ひも・フェルト・外衣・シャツ、下着類、和装製品・足袋・繊維製身の回り品、じゅうたん・寝具・タオル等
08	木製品・家具等製造業	製材業その他木製基礎資材の製造及び家具の製造を行う事業所〔製品例〕ベニヤ板・木材チップ、合板、木・竹・とう製容器・たる・おけ、靴形、木製・金属製・プラスチック製家具・組スプリング、宗教用具、建具、びょうぶ・額縁等
09	紙製品製造業	木材、その他の植物原料又は古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所〔製品例〕パルプ・紙・加工紙・紙製容器・段ボール・その他紙を加工した製品等
10	印刷・同関連業	印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所〔製品例〕印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業等
11	化学工業・同類似業	〔製品例〕化学肥料、無機・有機化学工業製品・塩、油脂加工製品・塗料、医薬品、化粧品、火薬・農薬・香料・写真感光材料、石油製品、プラスチック製品、ゴム製品、ガラス、セメント、陶磁器等
12	金属工業	鉄・鋼の製造、圧延鋼材、表面処理鋼材の製造、鉄・鋼の鋳造品・鍛造品、非鉄金属製造業、電線、ケーブル製造業、ブリキ缶・めっき板、食器・刃物・農業用器具、暖房装置・配管工事用付属品、ボルト・ナットの製造等
13	機械器具製造業	はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具・電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具・輸送用機械器具等を製造する事業所〔製品例〕ボイラ、ポンプ、農業用機械、建設機械等の生産用機械、測量機械、医療用機械、電子部品・デバイス・電子回路、発電用電気機械、産業用電気機械、通信機械、映像・音響機械、自動車、鉄道車両、船舶、航空機等
14	その他の製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業及び他のいずれの製造業にも分類されない製品を製造する事業所〔製品例〕なめし革・革製品・毛皮製品、貴金属製品、楽器・造花、装飾品、がん具・運動用品、鉛筆・絵画用品、漆器、わら製品・畳・マッチ、看板・情報記録物、眼鏡等
15	電気・ガス・熱供給・水道業	電気、ガス、熱又は水を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所
16	情報通信業	情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに付随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所〔例〕通信業、放送業、ソフトウェア業、情報処理業、インターネット付随サービス業、映像情報製作・配給業、出版業等
17	道路貨物運送業	主として自動車等により貨物の運送を行う事業所〔例〕一般貨物自動車運送業・特別積合せ貨物運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、自転車貨物運送業・リヤカー貨物運送業
18	その他の運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）〔例〕鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他運輸に附帯するサービス業
19	卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食物品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
20	飲食物品以外の小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、機械器具小売業、その他の小売業に分類されない小売業〔例〕百貨店・スーパー、調剤薬局

21	飲食料品小売業	主として飲食料品を小売する事業所〔例〕野菜、鮮魚、酒類、菓子類・パン、コンビニエンスストア・茶類等・米穀・豆腐等
22	無店舗小売業	店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所〔例〕通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業等
23	金融・保険業	銀行業（郵便貯金取扱機関含む）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
24	不動産業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
25	物品賃貸業	主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所〔例〕各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、音楽・映像記録物賃貸業、貸衣しょう業等
26	学術研究機関	学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所
27	専門・技術サービス業	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、広告業、獣医学業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の専門・技術サービス業
28	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
29	宿泊業	宿泊又は宿泊と食事を提供する事業所〔例〕旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、リゾートクラブ等
30	対個人サービス業	主として個人を対象としてサービスを提供する事業所〔例〕洗濯、理容、美容、浴場、旅行業、家事サービス、衣服修理、物品預り、冠婚葬祭、結婚相談・写真現像等
31	娯楽業	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与える事業所並びにこれに附帯するサービスを提供する事業所〔例〕映画館、興行場、競輪・競馬場、スポーツ施設提供業・ゴルフ場・フィットネスクラブ、公園・遊園地、遊戯場、カラオケボックス・プレイガイド・芸妓業等
32	教育・学習支援業	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、各種学校、学校教育支援機関、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業
33	医療業・保健衛生	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業、保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
34	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所〔例〕社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、訪問介護事業・更正保護事業等
35	複合サービス業	郵便局、郵便局受託業、農林水産業協同組合、事業協同組合
36	職業紹介・労働者派遣業	主として労働者に職業を斡旋する事業所及び労働者派遣業を行う事業所〔例〕職業紹介業等、労働者派遣業
37	その他の対事業所サービス業	企業経営を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所〔例〕速記・複写業、建物サービス業、警備業等
38	修理業	自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
39	廃棄物処理業	廃棄物の処理を行う事業所〔例〕一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、死亡獣畜取扱業・放射性廃棄物処理業
40	政治・経済・文化団体	経済団体、労働団体、学術文化団体、政治団体などの他に分類されない非営利的団体〔例〕実業団体・同業団体、労働団体、学術団体・文化団体、政治団体、同好会・育英会・その他の非営利的団体
41	その他のサービス業	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教、集会場、と畜場、他に分類されないサービス業、外国公館、その他の外国公務
42	公務	立法機関、司法機関、行政機関、都道府県機関、市町村機関

事業主マスタ作成の留意点

事業主単位の健康スコアリングレポート作成に際し、事業主マスタの作成が必要となります。事業主マスタを作成に当たっての留意点をまとめましたのでご参照いただけますと幸いです。

事業所と記号が1対1で紐付いているケース

各事業所の被保険者の特定健診対象者数が50名以上の場合

各事業所ごとに、事業主マスタへ入力してください。



事業主マスタ入力例

保険者番号	適用事業所名	被保険者証等記号	適用事業所の被保険者数	適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	適用事業所の業態分類コード
123456	A事業所	100	130	120	1
123456	B事業所	101	75	50	2

各事業所の被保険者の特定健診対象者数が50名未満の場合

「適用事業所名」「業態分類」は、いずれかに揃えて入力してください。



事業主マスタ入力例

保険者番号	適用事業所名	被保険者証等記号	適用事業所の被保険者数	適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	適用事業所の業態分類コード
123456	C事業所	102	100	20	1
123456	C事業所	103	40	30	1
123456	C事業所	104	60	40	1

複数の事業所・記号が紐付いているケース

一つの事業所に複数の記号が紐付いている場合

記号ごとに、「被保険者数」「特定健康診査の対象となる被保険者数」を入力してください。



事業主マスタ入力例

保険者番号	適用事業所名	被保険者証等記号	適用事業所の被保険者数	適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	適用事業所の業態分類コード
123456	F事業所	105	120	70	1
123456	F事業所	106	100	50	1

複数の事業所に一つの記号が紐付いている場合

G事業所、H事業所ごとのレポートを作成はできませんが、両事業所合算のレポートを作成することは可能です。

「適用事業所名」「業態分類」は、いずれかの事業所に揃えて入力してください。

「被保険者数」「特定健康診査の対象となる被保険者数」は、G事業所とH事業所の合計値を入力してください。



事業主マスタ入力例

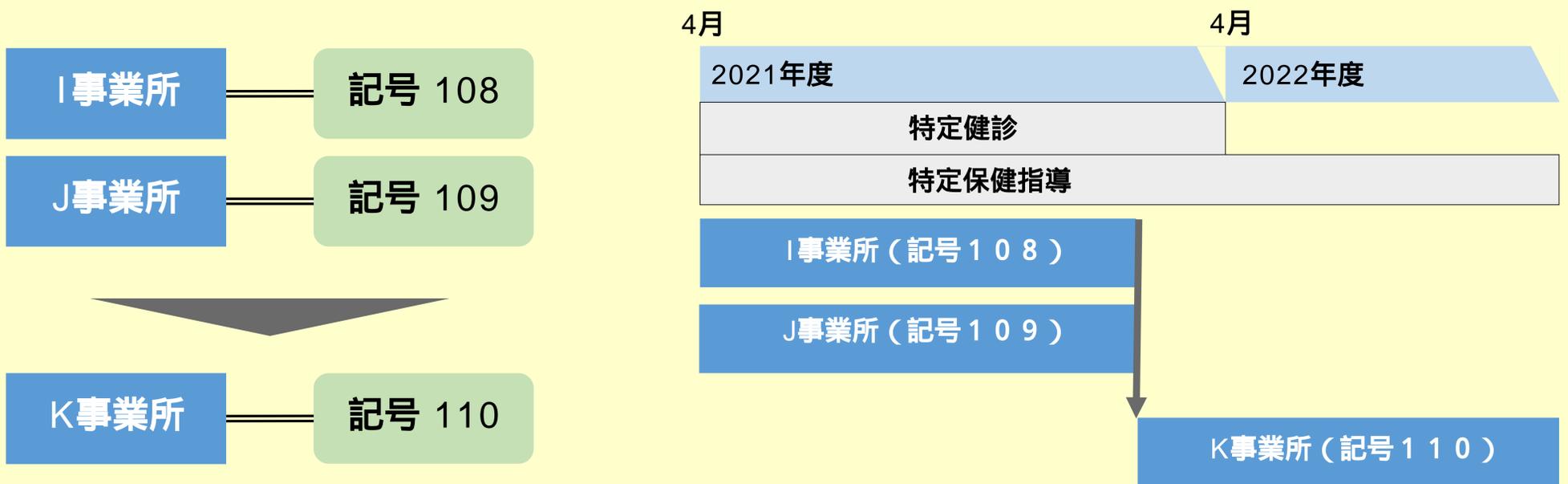
保険者番号	適用事業所名	被保険者証等記号	適用事業所の被保険者数	適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	適用事業所の業態分類コード
123456	G事業所	107	500	200	1

なお、事業所と記号が1対1で紐付いているケースのうち、事業所名が同一だが別事業所・別の事業主レポートの作成を希望する場合においても、「適用事業所名」および「適用事業所の業態分類コード」が同一の場合、一つの事業所として認識され、合算されてしまうため、適用事業所名をユニークな名称（例「F事業所1」、「F事業所2」など）にする必要があることに留意すること。

事業所の合併・吸収があるケース

2つの事業所を新たな事業所として合併する場合

「適用事業所名」は、新たな事業所名で入力してください。



事業主マスタ入力例

保険者番号	適用事業所名	被保険者証等記号	適用事業所の被保険者数	適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	適用事業所の業態分類コード
123456	K事業所	108	200	60	1
123456	K事業所	109	100	70	1
123456	K事務所	110	0	0	1

既存の事業所を吸収合併する場合

「適用事業所名」は、吸収元の事業所名で入力してください。



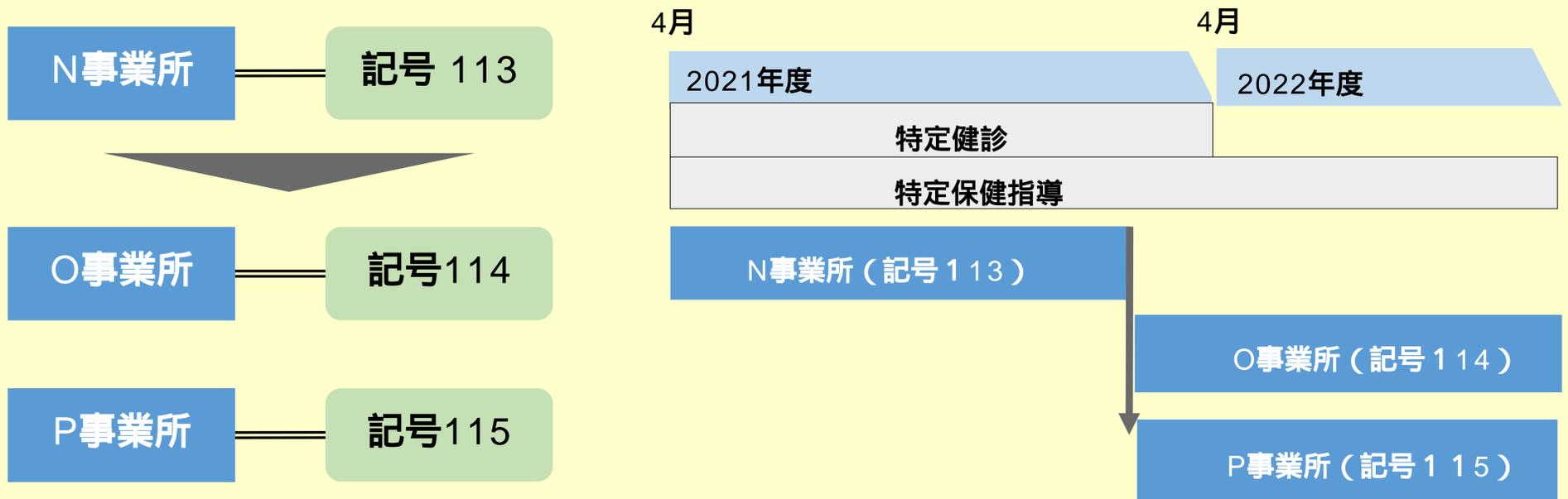
事業主マスタ入力例

保険者番号	適用事業所名	被保険者証等記号	適用事業所の被保険者数	適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	適用事業所の業態分類コード
123456	L事業所	111	500	200	1
123456	L事業所	112	200	100	1

事業所の合併等

新たに2つの事業所に分社化する場合

記号「113」の特定健診等データが、O事業所かP事業所のどちらに属するか区別できないため、分社化した後の事業所ごとのレポートは作成不可だが、まとめて作成することは可能です。「適用事業所名」は、いずれかの事業所に揃えて入力してください。

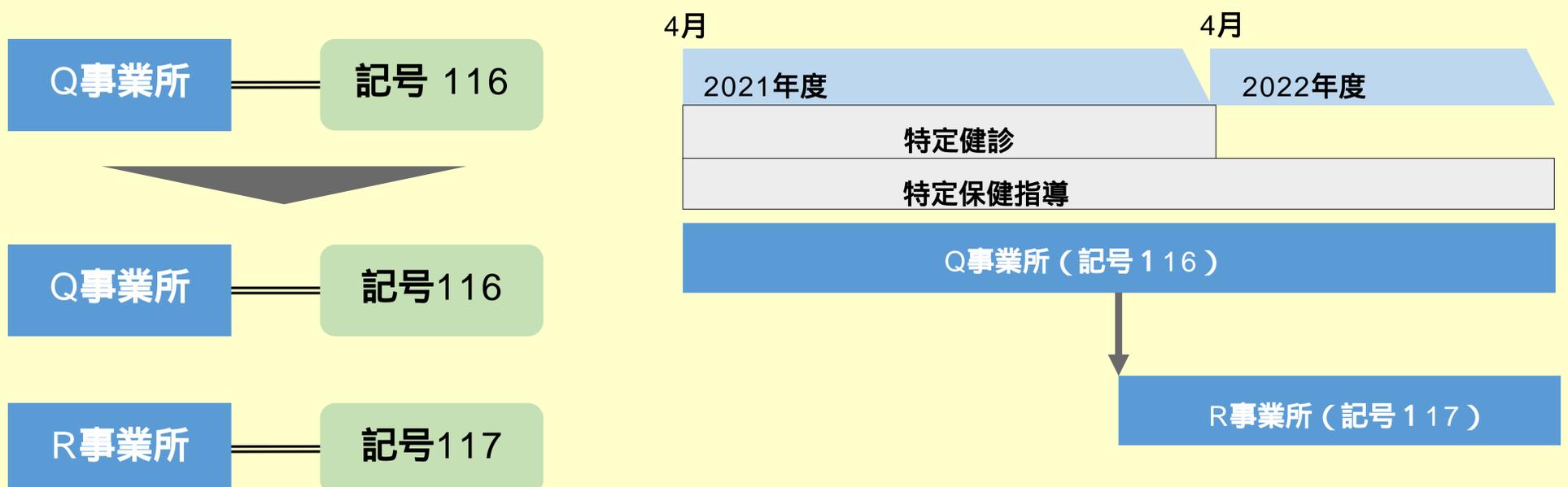


事業主マスタ入力例

保険者番号	適用事業所名	被保険者証等記号 *複数ある場合は下に列挙	適用事業所の被保険者数	適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	適用事業所の業態分類コード
123456	O事業所	113	500	300	1
123456	O事業所	114	0	0	1
123456	O事業所	115	0	0	1

2つの事業所に分社化する場合

記号「116」の特定健診等データが、Q事業所かR事業所のどちらに属するか区別できないため、分社化した後の事業所ごとのレポートは作成不可だが、まとめて作成することは可能です。「適用事業所名」は、いずれかの事業所に揃えて入力してください。



事業主マスタ入力例

保険者番号	適用事業所名	被保険者証等記号 *複数ある場合は下に列挙	適用事業所の被保険者数	適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	適用事業所の業態分類コード
123456	Q事業所	116	500	200	1
123456	Q事業所	117	0	0	1

事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理画面へのアクセス方法

データヘルス・ポータルサイトへ自組合のコード、ログイン ID、パスワードでログインしてください（図 1）。

図 1 データヘルス・ポータルサイトにログインする

ログイン後、画面上部に表示される「事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理画面」をクリックしてください（図 2）。事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理画面のページが開きます。



図 2 事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理画面を開く

事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理画面より、「ポータルサイトへの登録用事業主マスタ（様式）」がダウンロードできます（図 3）。ダウンロードした①事業主マスタ（Excel）、②事業主マスタ登録用マクロ（Excel マクロ）を用いて、「登録用事業主マスタ（zip ファイル）」を作成してください。事業主マスタの詳しい作成方法は、③事業主マスタ作成マニュアル（PDF）をご参照ください。

この登録用事業主マスタ（様式）は、今回の登録用に新しいファイルを準備しておりますので、最新版をダウンロードし、それらを用いてファイルの作成、登録作業を行ってください。

The screenshot shows the 'Data Health Portal' website. The top navigation bar includes links for '登録情報の変更', 'アンケート', 'eラーニング管理', 'アカウント管理', 'ID管理', 'データ出力', 'ファイル送受信', and 'ログアウト'. The main header features the 'データヘルス・ポータルサイト' logo and navigation links for '概要', 'データヘルス計画作成/評価および見直し支援ツール', 'データヘルス大学', and 'データヘルスライブラリー'. The page title is '事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理'. A section titled '健康スコアリングレポートについて' provides background information. Below this, there are sections for 'マニュアル' and '事務連絡'. The 'マニュアル' section lists several documents for download, including '事業主マスタ・健康スコアリングレポート管理機能操作ガイド (PDF) NEW!'. The '事務連絡' section lists updates from October 19, 2022, including '2022年度健康スコアリングレポートの作成について (PDF) NEW!' and various implementation guidelines. A section titled 'ポータルサイトへの登録用事業主マスタ（様式）' contains the download links for the registration form, which are circled in red in the image: '① 事業主マスタ (Excel) NEW!', '② 事業主マスタ登録専用マクロ (Excelマクロ)', and '③ 事業主マスタ作成マニュアル (PDF) NEW!'. A blue arrow points to the second link with the text 'クリック'.

図 3 ポータルサイトへの登録用事業主マスタ（様式）のダウンロード